

○みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱

令和2年3月25日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町消防団員（みなかみ町消防団条例（平成17年条例第231号）第5条の規定により任命された者をいう。以下「団員」という。）が消防自動車の運転に必要な自動車免許の取得等に係る費用に対し、補助金を交付することにより、団員が火災現場等に出動できるようにするため、みなかみ町補助金等交付に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者は、次のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 普通自動車免許を有すること。
- (2) 所属する分団（みなかみ町消防団に関する規則（平成17年規則第137号）第2条第9項に規定する分団をいう。以下同じ。）に配備されている消防自動車を運転することができる運転免許を有していないこと。
- (3) 補助金対象となる運転免許取得の日から10年以上団員として活動することに誓約すること。
- (4) 所属する分団の分団長から推薦を受けていること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の要件を満たす団員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、次の各号のいずれかに該当する場合に要する経費（入学金、教習料金、学科教本代、検定料及び卒業証明書交付手数料等のほか、町長が必要と認める経費）とし、教習所の定める指定時限を超えた経費は、これを含めない。この場合において、補助の対象となる経費は、自らが所属する分団に配備されている消防自動車が運転可能となるまでの自動車免許の取得に係る経費とする。

- (1) 運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている団員がその解除（以下「AT限定解除」という。）を行う場合
- (2) 普通自動車免許を有する団員が準中型自動車免許又は中型自動車免許を取得する場合
- (3) 準中型免許を有する団員で、運転できる車両が車両総重量5トン未満の車両に限られている者がその解除（以下「準中型5トン限定解除」という。）を行う場合
- (4) 準中型自動車免許を有する団員が中型自動車免許を取得する場合
- (5) AT限定解除及び準中型自動車免許（準中型5トン限定解除を含む。）又は中型自動車免許を同時に取得する場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費全額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(令3告示67・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請時の運転免許証の写し
- (2) 教習所の自動車運転免許取得に要する経費の見積書（補助の対象とならない部分がある場合は、その部分の内訳が分かるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その申請内容を審査し、補助金交付の可否について、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、自動車免許を取得したときは、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、取得の日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 本事業で取得した運転免許証の写し
- (2) 教習所の自動車運転免許取得に要する経費の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金確定通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付請求書（様式第5号）を前条の通知を受けた日の属する町の会計年度の3月31日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助決定者に補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとし、みなかみ町消防団員自動車運転免許取得費補助金取消（変更）通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、公

務災害等特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。
- (4) 補助金対象となる運転免許取得の日から10年以上団員として活動できなかったとき。

2 前項第4号に該当し補助金を返還する場合の額は、受けた補助金額から、受けた補助金額を10で除した金額に補助金を受けてから団員として活動した年数を乗じた金額を引いた額とする。ただし、団員として活動した年数が1年に満たない年があるときは、その年は含めない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第67号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。